

議案第89号

芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例制定の件

芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例

(目的)

第1条 この条例は、芽室町トレーニングセンターの設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 体育・スポーツの普及振興を図るとともに、健康で文化的諸行事の用に供するため芽室町トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 トレーニングセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町トレーニングセンター

位置 芽室町東1条8丁目1番地

(職員)

第4条 トレーニングセンターに必要な職員を置く。

(管理の代行)

第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、トレーニングセンターの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) トレーニングセンターの施設及び設備の維持管理
- (2) 第7条の利用の許可
- (3) 利用料金の収受に係る業務
- (4) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第6条 トレーニングセンターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

開館時間	午前9時から午後10時
休館日	毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び12月29日から1月3日までの日

（利用の許可）

第7条 トレーニングセンターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を与える場合においてトレーニングセンターの運営管理上必要があると認めたときは、その利用について条件を付することができる。

（利用の不許可）

第8条 指定管理者は、トレーニングセンターの利用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

- （1） 秩序を乱し、公益を害するおそれのあるもの
- （2） 建物及びその備付物件をき損又は滅失するおそれのあるもの
- （3） その他トレーニングセンターの運営管理上適当と認めがたいもの

（利用料）

第9条 トレーニングセンターの利用料の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。

（利用料の減免）

第10条 指定管理者は、町長が相当な理由があると認めたときは、減免することができる。

（利用料の還付）

第11条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- （1） 利用者の責に帰することのできない理由により利用不能になったとき。
- （2） 第14条第3号により利用の許可を取り消したとき。
- （3） 利用日の前日までに利用許可の取り消し又は変更の申し出があつて、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

（目的外利用等の禁止）

第12条 利用者は、トレーニングセンターの利用許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の許可)

第13条 利用者は、その利用にあたって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の承認を受けなければならない。

(利用許可の取消)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその利用許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又はトレーニングセンター運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 第8条第1号又は第2号に該当すると認めるとき。

(原状の回復)

第15条 利用者は、その利用を終了したとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第16条 利用者は、故意又は利用者の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委員会による管理)

第17条 第7条、第8条、第10条、第13条及び第14条の規定は、指定管理者に代わって、委員会がトレーニングセンターの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条、第8条、第10条及び第14条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第13条中「あらかじめ指定管理者を経由して委員会の」とあるのは「あらかじめ委員会の」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第9条関係）

トレーニングセンター利用料

（単位 円）

区分		基本利用料（上限）
トレーニングルーム 個人利用料	当日券（1人1回につき）	240
	回数券（6枚つづり）	1,200
	1か月券	2,400
	6か月券	10,080
スタジオ専用利用料	1時間につき	1,000

備考

- 1 営利を伴う催し物等で利用する場合又は入場料を徴収する場合の利用料は、基本利用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的としてトレーニングセンターに入館する者から、利用者が徴収する金銭並びに利用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。

芽室町民、芽室町内業者 5割

芽室町民以外 20割

- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間未満の利用は、1時間とする。

説 明

芽室町トレーニングセンターの整備に伴い、本施設の設置及び管理に係る条例を制定しようとするものであります。